⑵　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費（１日につき）
　㈠　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
　　a　要介護１　746単位
　　b　要介護２　812単位
　　c　要介護３　879単位
　　d　要介護４　946単位
　　e　要介護５　1,012単位
　㈡　認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
　　a　要介護１　856単位
　　b　要介護２　922単位
　　c　要介護３　989単位
　　d　要介護４　1,056単位
　　e　要介護５　1,122単位
⑶　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費（１日につき）
　㈠　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)
　　a　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
　　　i　要介護１　1,119単位
　　　ii　要介護２　1,185単位
　　　iii　要介護３　1,252単位
　　　iv　要介護４　1,319単位
　　　v　要介護５　1,385単位
　　b　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
　　　i　要介護１　1,119単位
　　　ii　要介護２　1,185単位
　　　iii　要介護３　1,252単位
　　　iv　要介護４　1,319単位
　　　v　要介護５　1,385単位
　㈡　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)
　　a　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i)
　　　i　要介護１　1,062単位
　　　ii　要介護２　1,132単位
　　　iii　要介護３　1,201単位
　　　iv　要介護４　1,272単位
　　　v　要介護５　1,341単位
　　b　ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)
　　　i　要介護１　1,062単位
　　　ii　要介護２　1,132単位
　　　iii　要介護３　1,201単位
　　　iv　要介護４　1,272単位
　　　v　要介護５　1,341単位
注１　老人性認知症疾患療養病棟（健康保険法等の一部を改正する法律附則第130条の２第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第41号。以下「指定介護療養型医療施設基準」という。）第２条第３項に規定する老人性認知症疾患療養病棟をいう。以下同じ。）を有する病院である指定介護療養型医療施設であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出たものにおける当該届出に係る老人性認知症疾患療養病棟において、指定介護療養施設サービスを行った場合に、当該施設基準に掲げる区分及び別に厚生労働大臣が定める基準に掲げる区分に従い、入院患者の要介護状態区分に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、入院患者の数又は医師、看護職員、介護職員若しくは介護支援専門員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところにより算定する。
２　⑶について、別に厚生労働大臣が定める施設基準を満たさない場合は、１日につき所定単位数の100分の97に相当する単位数を算定する。
３　別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、身体拘束廃止未実施減算として、１日につき５単位を所定単位数から減算する。
４　入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合は、１月に６日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定する。ただし、外泊の初日及び最終日は、算定できない。
５　入院患者に対し専門的な診療が必要になった場合であって、当該患者に対し他の病院又は診療所において当該診療が行われた場合は、１月に４日を限度として所定単位数に代えて１日につき362単位を算定する。
６　平成17年９月30日において従来型個室に入院している者であって、平成17年10月１日以後引き続き従来型個室に入院するもの（別に厚生労働大臣が定めるものに限る。）に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する。
７　次のいずれかに該当する者に対して、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費を支給する場合は、当分の間、それぞれ、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)、認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)若しくは認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)の認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii)又は認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ)を算定する。
　イ　感染症等により、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者であって、従来型個室への入院期間が30日以内であるもの
　ロ　別に厚生労働大臣が定める基準に適合する従来型個室に入院する者
　ハ　著しい精神症状等により、同室の他の入院患者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれがあるとして、従来型個室への入院が必要であると医師が判断した者
⑷　初期加算　30単位
注　入院した日から起算して30日以内の期間については、初期加算として、１日につき所定単位数を加算する。
⑸　退院時指導等加算
　㈠　退院時等指導加算
　　a　退院前訪問指導加算　460単位
　　b　退院後訪問指導加算　460単位
　　c　退院時指導加算　400単位
　　d　退院時情報提供加算　500単位
　　e　退院前連携加算　500単位